

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和元年12月9日（月）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	戸谷裕治
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	浅野幸司	総務部長兼 税務課長	鈴木孝治
	総務課長	戸谷政司	産業建設部長	伊藤保彦
	産業建設部長兼 農政課長	伊藤光彦		
職務のため出席した者	議長	安藤洋一	議事局長	小島昌己
	書記	飯田和泉	主事	大竹孝平
付託事件	議案第51号 蟹江町基金設置条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、寒い中、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第51号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

おはようございます。

森林環境譲与税についてお聞きしたいんですけども、この森林環境譲与税は市町村において、間伐や人材育成担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることというふうになっているみたいですけども、実際、蟹江町においては、その間伐とかも特に必要ないかなというふうに思うんですけども、どのような形でこの森林環境譲与税が使われていく予定か、まだちょっと始まっていないのかな。まだ具体的なものがないかもしれないんですけども、一応、都市部に多分当たると思うものから、森林環境整備に関してなかなかないかなと思うんですけども、一応、都市部じゃな

いところの山間部の市町村と一緒に何か共同でやっていくってというようなこともあるのかなと思うんですけども、そのあたり、連携している市町村もあるかなと思いますので、そちらのほうに充てる予定があるのかどうか、そのあたり話し合いを、もしされていたりとかするのかなというのを、ちょっと教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問がございました、使い道についてでございます。

今回、基金を設置させていただくという目的の一つで、森林整備やその促進というところの用途で使うというような形でございます。蟹江町におきましては、直ちに使うというところではございませんので、とりあえずのところ基金に積ませていただいて、的確な事業に充てさせていただくというために積んでおいて、まとめてちょっと使うような計画でございますので、現在のところ、ここの事業に充てるというような具体的ところはございませんけれども、一応そのような形で考えております。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

この森林環境事業基金というのは、もともと国土の森林を守っていただく、見直しとかに對してのあれですよ。そこから始まって、そして、その一部を地方自治体に少し流すということで、あまり我が町には森林どうのこうのっていうのは関係なしにということですよ。それで公共事業とか、そういうものに使われてもいいよということで、それを基金に積まれていくという話のように思っております。

だから、森林整備っていうのはいろいろな山をお持ちのところとか、そういうところの荒廃を防ぐということだと思っておりますので、この基金を積まれる目的というのは、ここに書いてあるとおり公共施設等ですよ。公共施設というのはどういうものもあるのですか。きょう、土木の産建部長もおみえになっているから、道路とかそういうのも含まれるわけですか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

ただいま、道路整備のほうにも使われるのかというところでございますが、あくまでも森林環境譲与税につきましては、そういった木材を利用した形のもので使ってくださいという形ですので、ただ、今言われますとおり、例えば森林の木材を使った工事看板だとか、そういったことも含まれるというのではないかということだと思っておりますが、そういった形で含まれるかどうかというところについては、まだ、この中では触れてはございませんが、あくまでも公共事業の中で使っていくためには大きなお金が必要になりますので、積み立てとしてやらせていくのが一番いいということで基金のほうに積み立てるということで、今考え

てございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

この木材を使うという目的、間伐材ですね。こういうのは、もう使わないと何もできないということですか、基金に積むだけで。

○総務課長 戸谷政司君

今回の譲与税に関しましては、使途が決まっております。蟹江町におきましては間伐や人材育成というところはなかなか難しい、森林の整備もないというところがございますので、もう一つが木材利用の促進という部分がございますので、そちらの部分に当てはめて、何か事業を打つときにまとめて使えればというところで、基金に積んでお金をプールするというような形で、今考えております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そうしたら、体育館の整備とかの板とかそういうことですか。

○総務部長 浅野幸司君

私のほうから、ちょっと補足で総務課長のご説明に補足説明をさせていただきます。今回、議員のご指摘のように蟹江町の場合、森林のそういう荒廃とか、そこら辺の防止というのは、今回の目的には当てはまらないんですけれども、本来こちらのほうの木材利用とか普及啓発というのもございます。

例えば、具体的に申し上げますと、公共施設のそういう木造化とかですね、内装を木造化して暖かいそういった施設をつくるとか、そういうところも多々ございます。例えば、木製の机とか椅子とかそういう、遊具も含めて、そういった公共施設に係るところの町のいろいろな事業で、そういうなるべく、その木を使った施策を打つときは、こういった基金を利用して使いましょうというところがございます。

今のところ、そういった今現在の具体的なそういった方針というか、計画がございませんけれども、将来的にそういった必要な場合には、きっちり、ここの基金から捻出をいたしまして事業資金に充てるという方向で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員 水野智見君

部長も言われたんですけれども、木材の利用の関係で蟹江町の場合だと泉人で間伐材を初め木材が使われて、足湯のところとかいろいろなところで対応されているんですけれども、今JRの蟹江駅は順番に形ができていく中で、説明の中で木材も結構使うようなことを聞いたんですけれども、特にそこには使う予定は今の段階ではないですか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今の段階では、最初にJRの建工部のほうと調整する中で、最初から木材を利用するところこの部分でということ、お金ははじいていただいております、もうそれで契約してございますので、それにつきましては、今現在、この環境譲与税を使って利用するということは今考えてございません。

○委員 水野智見君

そうすると、ロータリーの整備とか、今後始まってくるんですけども、そういうときに先ほど戸谷委員も言われたように、案内版とかそういうところなんかを使うことがあれば、そういうのにも活用できると、可能性もあるという今後検討されていくということですね。いいです。

○委員 安藤洋一君

ここには木材と書いてあるんですけども、その前の、その樹木の植えかえとか、そういうことには使えないですかね。というのは、今、街路樹とか公園の木がものすごく老齢化しとるといふか、もう腐っているやつたくさんありますよね。そういうやつの植えかえとかには、これは当たらないんですかね。

○産業建設部長 伊藤保彦君

皆さん、いつも6月ぐらいにみどりの募金というものをやっていたかと思いますが、そんな中でみどりの募金につきましては、そういった使途で使う形で植栽等に、例えば学校のほうへ植栽するだとか、公園に植栽をするというような形で、これもお金がたまってきたところでそれに利用させていただいております。

以上でございます。

○委員 安藤洋一君

ですので、これは当たらない……

○産業建設部長 伊藤保彦君

はい、すみません。失礼いたしました。したがって、これについては当たらないという考えでございます。

○委員 板倉浩幸君

今、皆さん、委員の方から使い道等を聞いたんですけども、根本的な問題で、じゃあ冒頭に目的をちょっと聞いたんですけども、総務部長のほうからも、今回、予算のほうでも130万円という見込みをしていると、譲与税に関してね。じゃあ、実際にこの譲与税、5年後からの環境税の導入に先駆けて今年度からもらえてくるんですけど、じゃあ、それかわりに蟹江町の町民がこの復興特別住民税が終わって、それから環境税に持っていくんですけど入ってくる見込みが130万円で、町民が負担する課税額っていうのがわかりましたらお願いしたいです。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問いただきました。蟹江町の税がどれぐらい出ていくかということなんですが、まず、森林環境税というふうで個人住民税の均等割で1人1,000円ですね、かかるようになります。大体、蟹江町の住民の方で均等割を払ってみえる方が2万数百人、おみえになりますので、恐らく、2万人といたしますと大体2,000万円くらいが蟹江町から出ていくことになります。ただ、これは先ほども申しあげましたかもしれませんが、36年度からということになりますので。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

36年度から2,000万円、均等割のほうで皆さんに負担してもらおう、これ所得税がなくてもかかってくるんですね、均等割。それで、2,000万円蟹江町の町民から出ていって、130万円しか戻ってこない、ということだと思えますよ、実際に。で、何で問題かというのと、全く企業の負担がないんですよ、これ。あくまでも個人で負担して企業の負担がないということとちょっと問題もされているんですけど、そうすると、何でそんなにその環境税が導入される前に譲与税で負担してもらおうのか、というのが負担されて、とりあえず国のほうも前倒しをして償還して次の年度に充てると言っているんですけど、そういうことで実際にそうしたら、その辺の環境税導入に先駆けての今年度の森林環境譲与税のこの財源自体、どう考えているのか、国の制度になっちゃうけど。

(「国の問題だよな」の声あり)

何かおかしいなと思って、先駆けてやる必要が何であるのかなと。

(「それは難しい質問だぞ」の声あり)

多分、難しい質問になっちゃうと思うんだけど、わかっただけで結構です。

○総務部長 浅野幸司君

本当に大変難しいご質問で、ちょっと答弁にかなり困りますけれども、先行譲与、本来、先ほど税務課長が申しあげたように、本格的なそういった基金に積み上げたところの森林環境譲与税の本格配分はまだ数年先なんですけれども、今年度からいわゆる先行譲与、国のほうがしていくんですけど、その原資としまして、地方交付税と、あとそういった関連の特別会計、国のほうの特別会計の予算から捻出するというのを聞き及んでおります。

じゃあ、議員がおっしゃるように、そことこの原資のところの補填云々はどうなるかということの問題は別として、国のほうはそういうふうにシフトを変えてやっているところでございます。

先ほどのお話で、じゃあ蟹江町として何千万円もこちらのほうから住民の方に負担をおかけしつつ、逆に蟹江町の収入、歳入としての入りが非常に少ないのではないかという、こちらのほうにつきましては、これは蟹江町以外でも、こういった都市部の森林がないところは直接的なそういうのはございません。しかしながら、今の世の中というか、世界的な動きの

中でその環境に対する問題、いわゆる温暖化、地球温暖化も含めてそうですけれども、環境施策としてどういうふうな財源もないところで、どういうふうなやっていくかというのが世界各国の今、課題であると認識しております。

我が国、日本でも同じことだと思いますけれども、そのこのところでなるべくそういう森林、バイオマスもそうなんですけれども、そういった森林を大事にしながら、いわゆる人が生きていくための環境を、いい環境を持続的につくろうとするのも一つのこれの意味合い、今、先程来、総務課長がいろいろ、その目的等のご説明させていただきましたけれども、一番根本はそこら辺のところが大きくあるんじゃないかなということ、私個人としても認識しております。

したがって、入りのほうと出のほうがえらい全然割が合わないんじゃないかという以前の問題の大きなところの問題があるんじゃないかなということ認識はしております。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

これは、政府のほうは今回新たな森林管理制度をちょっとつくりかえるのがありまして、それは平成31年4月1日から実行されるのに合わせて環境譲与税の早期導入ということで、もともと総務部長言いましたように、京都議定書の関係もありますし、とても早く着手しないといかんということもあったんで、平成31年4月から新たな森林を管理する制度を構築する、その制度の構築を実効的にやるためにきちんともって皆さんに周知、普及して緑に対する考え方をしっかりと持ってもらいたいというのがもともとあるみたいで。

ですから、我々のほうもその当分の間、財源としては交付税と譲与税の配当に特別会計、この2つの借り受けをもって国がやると言っておりますので、平成36年まではその間つなぎとして国がみるというような認識をしております。

○委員 板倉浩幸君

森林の普及、その辺の目的で使っていくというのは、僕らも僕も十分わかっていて、そういう意味で配分を、それぞれの配分を見てくると、やはり人口多いところは多いんですよ。森林に関係ない、全国で一番多いのが横浜かな。そういうことで、実際に本当の森林の目的に本当に使われていくのか、その辺がすごいちょっと今思っていて、今蟹江町としても最初に飯田委員が聞いたように、とりあえず具体的な使い道は決まっていませんよっていうビジョン、ビジョン的なものはまだまだこれからということなんですけれども、そういう意味でとりあえず基金に積み立てておいて、今後何に使っていくかということを決めていくということでもいいんですか。

○総務課長 戸谷政司君

今、ご質問に対してのお答えですけれども、今おっしゃられるように、当面のところ、ちょっとこういう事業だということ、今は現在ございません。ただ、こういう木材を利用できる

事業については今後多々出てくるかなと思いますので、そのときに効果的に使えるようにとりあえずのところはプールするというような形で今考えております。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

はい。

○委員 戸谷裕治君

先ほども僕申し上げましたとおり、議会というのは都市部の人たちは森林を守っている人たちを、それを保護して水の問題とか等々をきれいにしていくというのはもともとで、受益者負担みたいなものですよね、都市部っていうのは。そういう考え方をしていくんじゃないのと思っている。

だから2,000万円出して、百何万円戻ってきたところで我々は水のきれいな水をいただいていますよとか、そういう話じゃないの、環境のこれは。だから、受益者負担と考えれば、当然そういうことは起こってくるかなと、用途は政府は間違った用途に使われると、それは地方自治体は怒らないかんしね。そういう話だと思いますけれども、僕は。そういう理解でいいのかな。

○総務課長 戸谷政司君

ちょっと、委員のおっしゃられるとおりの考え方かなというふうには思いますけれども、あと、今回のこの譲与税の基金とか使い道につきましては、どういうものに使ったということを公表するという制度がございますので、あくまでも国が指定している事業以外に使うことはできませんので、使ったものに対して当然、町も一般の住民の方に対してこういうのに使いましたという用途を出させていただきますので、そのような形で今考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

すみません、あの愛知県のことなんでちょっとあれかもしれないですけども、愛知県あいち森と緑づくりの税が2009年から始まってずっと5年間ずっと延長されてきているんですけども、これも続いていくんですかね、これが始まると。県のことなんでわからないかもしれないんですけど、一応これで愛知県のほうは500円でしたよね、たしか。なので、1,500円愛知県民は取られていくことになっていくんですかね、わかりますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、お話がございました県税としてのあいち森と緑づくり条例で課税されている、これも個人住民税の均等割のほうで500円加算されております。これが始まりましたのが平成21年

度から、10年間というくりでまずは始まったんですけれども、それがまた平成31年度からまた5年間延長されております。今、わかっているのはそこまでで、またその5年後、どうなるのかというのは、また県のほうで検討することになると思うんですが、今のところ決まっているのは平成31年度から5年間ですから、令和5年度まではこの500円は課税されるということはおわかりしております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

多分、ほぼ目的は似たようなものだと思うんですけれども、似たようなものですよ、多分。なので、どうなんですか。全然わからないですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

すみません、ちょっと今すぐぱっとお答えできなくて申しわけないんですが、ちょうど令和5年度で終わるということで、ちょうどそのときに森林環境税が36年度というか、令和6年度から始まるというところで、そのタイミングでどうするかです。

○委員 飯田雅広君

わかりました。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

もしかしたら、理由が、ちょっと私が決められるわけではないのであれなんですけれども、そのときに何か別の何か理由づけがあって続くかもしれませんし、同じ理由だから続かないということもあるかもしれません。

ちょっと私ではすみません、これ以上はちょっとわからないので申しわけございません。

○委員 飯田雅広君

わかりました。はい、大丈夫です。

○委員 板倉浩幸君

今の質問の関連で、これって今回の譲与税なんですけど県にも入りますよね。県と蟹江町で幾つと幾つだったっけ。ちょっと、その辺わかったらお願いします。

○総務課長 戸谷政司君

今回の譲与税の割り振りのお話でございますけれども、基本的には町村に9割、県のほうが1割、総額の1割というところでございます。ただ、35年までの間につきましては、借入れとかの関係がございますので、一概にそこではないと思いますけれども、一応そんなような形になっております。

以上でございます。

(「ジブリですか」の声あり)

○委員長 吉田正昭君

それでは……

(「ジブリ」の声あり)

それは個人的に聞いてください。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時27分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭